



地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給要件に関する確認書

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請にあたり、添付書類として提出した「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）対象労働者雇用状況等申立書」において、対象労働者を雇い入れるにあたっては、65歳以上に達するまで雇用を継続することが確実でない旨を回答したところです。

これは、当事業所において、継続雇用制度の対象者を限定する基準を、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行による経過措置として、改正法附則第3項に則して定めたものであり、当該対象労働者についても、当事業所の継続雇用制度の適用を受けている他の労働者と同様に措置するものです。

つきましては、当該対象労働者に係る雇用について、下記のとおりであることを申し立てます。

記

（次の①、②について、「該当」または「非該当」のいずれかの「□」に✓を記すこと）

①	当該対象労働者に対し、継続雇用制度の対象者を限定する基準を利用することとなる期間及び当該期間に対象労働者が達する年齢について、以下のいずれかに該当する。（該当のi～ivのうち、当面該当するものに、✓を記すこと）		該当	□ 非該当
	i	平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間	61歳以上	<input type="checkbox"/>
	ii	平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間	62歳以上	<input type="checkbox"/>
	iii	平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間	63歳以上	<input type="checkbox"/>
	iv	平成34年4月1日から平成37年3月31日までの間	64歳以上	<input type="checkbox"/>
②	上記により、当該対象労働者を雇用するにあたっては、以下のとおりであることが確実である。 ・経過措置による継続雇用制度に基づき、当該対象労働者の年齢が上記i～ivに該当の年齢以上に達するまで継続して雇用することができる。 ・当該対象労働者を完了届提出日から2年以上継続して雇用することができる。		□ 該当	□ 非該当

- ・ 現在、継続雇用制度の実施にあたっては、関係法令等を遵守し適切に行っています。
- ・ 上記について、内容に相違する事実が判明した場合、不支給決定もしくは支給決定の取消となること、また、支給決定の取消となった場合には、支給を受けた助成金をただちに返還することに同意します。

平成 年 月 日 北海道 労働局長 殿 (_____ 公共職業安定所長)	事業主 又は 代理人	住所	
		名称	
		氏名	Ⓔ
	事業主又は社会保険労務士 (提出代行者・事務代理者の表示)	住所	
		名称	
		氏名	Ⓔ